

裁判員経験者の意見交換会

- 1 日時 令和2年1月28日（火）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 守 下 実（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 寺 尾 亮（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 小 泉 敏 彦（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 伊 藤 梨 奈（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 小 川 知 城（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 森 岡 かおり（第一東京弁護士会所属）
弁護士 臼 井 智 晃（東京弁護士会所属）
弁護士 三 宅 千 晶（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者5名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、意見交換会を始めさせていただきたいと思います。私は、本日の司会を担当させていただきます東京地裁刑事第1部の裁判長の守下と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、平成30年12月以降に判決言い渡しのあった否認事件を担当された5名の裁判員経験者の方にお集まりいただきました。今後の裁判員裁判の運用改善のため、是非とも率直な御意見をお聞かせ願えればと思っております。本日は、参加者として東京地検の小泉副部長と、それから森岡弁護士もおられて、お二方については先ほど経験者の方と挨拶を済まされています。それ以外に、オブザーバーとして裁判官1名と検察官・弁護士が各2名ずつ参加していますので、まずは簡単に自己紹介していただければと思います。では、寺尾裁判官の方から経験者の方に一言ずつお願ひします。

寺尾裁判官

裁判官の寺尾と申します。今日は皆様の貴重な御意見を聞かせていただければと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

小川検察官

検察官の小川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

伊藤検察官

検察官の伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

臼井弁護士

弁護士の臼井と申します。よろしくお願ひいたします。

三宅弁護士

弁護士の三宅と申します。よろしくお願ひいたします。

司会者

それでは、早速中身に入っていきたいと思ひます。まず、私の方から、今回の5名の皆様がどのような事件を担当したかをごく簡単に紹介しますので、それを踏まえて経験者の方から裁判員を務めた全般的な感想を最初の取っ掛かりとしてお話しいただければと思ひます。また、その際、併せて、差し支えない範囲で皆様の自己紹介もしていただけるとありがたいと思ひています。まず順番に1番さんの方から入っていきますけれども、1番さんが担当された事件は、罪名としては殺人です。事案としては、被告人が、被害者である実父からの不満とか暴言を受けてストレスをためていた中で、本件当日も同様に暴言を吐かれて、持っていたナイフで被害者の頸部、首を多数回突き刺して殺害したとされた事件で、争点は責任能力の有無・程度というふうにされておりました。否認事件ということもあって公判審理は3日間、最終日3日目の午前中は論告・弁論で、そして評議がこの3日目を含めて3日掛かったようですけれども、全般的な感想としてはどうでしょうか。

1番

全体的な感想としては、最初、参加することに対して不安はなかったんですけども、実際に参加してみると、やはり緊張感がとてもあるなど。自分なりにその事件に対して考えていることとかは、頭の中ではあるんですけども、実際に何か意見がありますかと言われると、なかなか出てこないなという。言葉にして整理してしゃべるのは難しいなというのが実際に参加して最初に思ったことでした。

司会者

裁判員の方は選任のときに、事件によって皆さん身構え方が違っていて、殺人事件ならちょっとやりたくないとかおっしゃる方もいますが、そうした不安はありましたか。

1 番

何か、やりたくないとかはなかったんですけども、完全に素人なので、どの程度役に立つのかなというのは正直ちょっと不安でした。自分が全然的な外れなことを言っているんじゃないかなとか、そういった不安もあったので、なかなか思っていることをすんなり発言できないみたいな感覚でしたね。

司会者

今日は、テーマとして評議の在るべき姿とそのために必要な審理ということ掲げているので、その辺りは後でまたお話が出てくるかもしれません。

1 番

参加するまでは、本当に好奇心の方が強かったですね。

司会者

なるほど。やってみたかったという感じですか。

1 番

はい、やってみたかったという感じでした。

司会者

では2番さんの事件ですが、罪名で言えば、改正前の事件なので、強姦、

強盗未遂，強姦致傷，強盗，強姦未遂ですけれども，簡単に言うと，芸能プロダクションの社長であった被告人が，タレント志望の女性ら5名に暴行・脅迫を加えて性交するなどし，写真撮影や動画撮影もしたんですけれども，主な争点としては，暴行脅迫の有無というものでした。被告人としては，それは同意の上でやったんだということで，全部否認なので，各被害者を証人尋問したということもあって，審理は長期間掛かって，公判審理に7日間，評議に4日間掛かりました。また，ビデオリンクを使ったり，被害者の意見陳述などもあった事件です。2番さん，いかがでしたか。

2番

そうですね。まず，参加して全般的な感想としては，参加してよかったなと思っています。中学校とか高校で三権分立，立法・司法・行政というふうには習いますけれども，立法と行政って何となく自分に身近ではあるんですが，司法ってはっきり言って遠い世界の話だとこれに参加するまで思っていました。私自身は，大学は法学部を出ていて，一応刑法とかそういうのは習っていたんですけれども，最後にその法律を適用するに当たっての事実確認とか，あとはその量刑というのも授業では全く習ったことのないことで，じゃあそれはどうやって決めるんだと。マックス何年って決まっているけれども，その中で決めていいんだったら，極論もっと少なくてもいい話もありますし，マックスまでやるという話もありますし。なので，総じて自分が今まで考えたことのなかったところが非常に身近と言ったら変ですけれども，世の中にはこういうところも考えなきゃいけないことが多いんだなと感ずることができたのは，非常によい経験だったなと総じて思っております。

司会者

ありがとうございます。次に3番さんが担当された事件は，これも罪名としては殺人で，事案としては老人ホームの介護職員であった被告人が，自力では立ち上がれない入居者を施設内の浴槽に入れて水没させて溺死させた

された事件で、争点は、故意に溺れさせて殺害したと認められるかというふうにされていたようです。この事件も比較的多くの証人尋問がなされたこともあって、公判審理が6日間、最終日は午前中が論告・弁論で、評議はこの6日目を含めて3日間だったようですけれども、3番さん、いかがでしたでしょうか。

3番

私は、裁判員候補に指名されまして、特に障害となるような辞退事由もなかったし、裁判員裁判というものは知っておりましたので、どういうものかなあと少し興味がありました。特に裁判所からいただいたナビゲーション誌を読んでおりますと、その中でこの裁判員裁判に参加することが国民の義務というふうな1項目がありまして、ああ、そうなのかということで、積極的に参加するというふうな意識が芽生えました。やはり国民の義務という一言に押されたというふうなところがあります。それで、私の担当した事案が、老人ホームで入居者の老人が介護人により浴槽で溺死させられたという事件で、被告人が否認していて、直接的な証拠もなく、状況証拠が主で、それを審理するというふうな状況でした。いろいろな証拠とか証人の証言を審理していく中で、実際に持ち込まれた同様の浴槽の中に入って状況を調べたり、それから、うちに帰ってお風呂に入るときに、ああ、どうなのかなあというふうにお風呂に入りながらその状況を実施してみて、本当なのかなあというふうな、その争点のところを自分で納得するためにさんざんそういうようなこともやりまして、久しぶりに真剣に考えるような日々を過ごしたということでした。今思えば、大変貴重な、よい経験をしたなというふうに思っております。

司会者

ありがとうございます。それでは、4番さんが担当された事件は、罪名としては傷害、保護責任者遺棄致死、大麻取締法違反となっていますけれども、

事案は、妻の連れ子である女の子に対して、十分な食事を与えずに栄養失調状態に陥らせた上、あるいはその顔面を殴ったりする虐待を加えた上、極度に衰弱して医療措置を受けさせる必要があったことを認識しながら、妻と共謀の上、必要な保護を与えずに死亡させるなどしたとされる事件と大麻取締法違反の事件でした。要保護性の認識時期についての争いもあったんですけども、主な争点は量刑ということで、公判審理が5日間、最終日は午前中が論告・弁論で、評議はこの最終日を含めて3日間でした。4番さん、いかがでしたか。

4番

当初、裁判員に選ばれたときには好奇心しかなかったんですけども、やはりこの事件になるということを知らされたときには、小さなお子様が亡くなった事件ということで、自分が例えばそういった写真とか映像で詳しい状況を知ることが耐えられるのかなという不安はやはりありました。実際に公判を聞いたりしていると、これは何でなんだろうとか、どうしてこういう結果になったんだろうとか、そういった気持ちの方が大きくなって、思っていたような不安というのは余り感じずに過ごせたということがあります。結果としては、とても何かふだん考えることのないことを考えたり、いろいろな方の意見を聞く機会があって、とても自分にとってはいい経験になったと思っています。

司会者

ありがとうございます。最後に5番さんの事件ですけども、5番さんが担当された事件は、罪名としては強制わいせつ致傷、強制わいせつ、迷惑防止条例違反という事件で、事案は、大学生であった被告人が、女子中学生である被害者Aさんに強制わいせつしようとしてけがをさせたり、女兒に強制わいせつ、その他の女兒4名に痴漢をしたとされた事件で、争点はこの被害者Aさんに対してわいせつ行為をする目的で口を塞いだか、その際Aさんが

けがをしたかが争われた事件でした。公判審理は3日間で、評議は最終日の5日目を含めて2日間だったようですけれども、5番さん、いかがでしたか。

5番

裁判員をやる前は、裁判員裁判を行う裁判というのは殺人であったりとか重たいものが多いと思っていたんですね。裁判員を選ぶ手続に来て、起訴状を見たときに、何でこのような事件をわざわざ裁判員裁判でやるのかなと思ったのが正直な感想です。ただ、そういう被告人のためにもしっかりと裁判を行って、順序を踏んで、疑いはないかという丁寧に丁寧に評議を重ねてできた判決だったので、やはりこの国の司法というのはしっかりしているんだなという印象を持ちました。

司会者

なるほど。それはありがたいお言葉ですし、それだけの仕事をされたんだなと思います。それでは、今一通り感想をお聞きしましたので、これから本日のテーマである評議あるいは審理の在り方について話題を移していきたいなと思っています。1番さんの事件は、責任能力ということが争点になっていて、先ほどちょっとおっしゃった、なかなか自分の考えがまとまらないというのは、やはり一つにはこの責任能力ということが分かりにくいというところがあったんですか。

1番

参加する前、僕はそんなに知識があるわけではないので、もっともっとシステムチックに事件についての事実が上がってきたものに対して、法律とか事例に照らし合わせて、どんどん決まっていくものなんだろうって予想していたんですけれども、実はそうではなくて、どちらかというと本当に事実としてあることと、あとこのときどういうことをこの加害者は考えていたんだろうとか、そういったことをそれぞれの裁判員とか裁判官の人が、こうだったと思うとか、こう考えていたんじゃないかみたいな、割とファジーなところ

ろというか、推論しながら話していくみたいな感じだったので、それがちょっと思っていたものと違ったので、逆にそういうふうなものなんだというのが分かったら発言はしやすくなりましたね。何かもっともっと正解が決まっているから、じゃあこうですよ、じゃあこうですよというような事実確認をしていく場なのかと思ったんですけども、そうじゃなかったというのが意外だったのと、それなら自分が思っていることは、もしかしたらこのとき加害者はこういうことを考えていたのかとか、というのを話しやすくなったというのはありました。

司会者

なるほど。正解があるわけじゃない中で、みんなでいろいろな可能性を上げながら一つ一つ検討していくということですよ。それが最初はそういうものだというのがちょっと分かるまでしばらく時間が掛かったということですか。

1 番

そうですね。何かてっきり、もっと決まっているものだと思っていたんです。こうだからこうです、こうだからこうです、こういう事実があるからこうですね、確認作業的なものなのかなと思っていたら、そうじゃなかったというのがあって…。

司会者

例えばこのような責任能力が争点になった事件については、今回の論告とか弁論あるいは判決を見ても、いろいろな言葉が飛び交っていて、最初は、精神的な病気だったみたいで、その影響が限定的か圧倒的かみたいな立て方をしてみたり、あるいは動機地了解可能とか行動の一貫とか何かそんな言葉も出てきたり、最後は正常心理が作用した部分があるのかないのかみたいな、いろいろな言葉が出てきているんですけども、これらが混乱するというふうにはならなかったですか。何かこう、すばっとこれがあるかないかを判断

してくれと言われたら分かりやすいんだけども、いろいろな言葉が飛び交うので分かりにくいとか、そんなことはなかったですか。

1 番

分かりにくいということはなかったですね。ただ、恐らく難しい言葉とかをかなり裁判官の方々が上手に説明していただいたんだと思います。なので、ここはこういう問題だからどう思いますかみたいな形で、結構ポイントを絞って意見を聞いていただいたりしたので、若しくは何か裁判員が話そうとしている中で、何か発言したものに対して、なるほど、こういうことですかねとか、いろいろ言葉を上手に引き出していただいたので、そういう意味では、余り難しいと感じることなく話を進めることができたんじゃないかなとは思いましたね。

司会者

他の方はどうでしょうかね。褒め言葉のようにも聞こえるんですけども、いや、裁判官が説明しないと分からないなら駄目でしょうみたいなことを思ったりもするので、その辺りはいかがですか。裁判官の説明の仕方でもいいですし。

3 番

検察官の論告ですとか弁護人の弁論とか、それまでの証人の証言とか、そういうことを全部最後に評議でまとめてそこで信頼できるような証拠ですとか、そういうものを理論的に積み重ねて判断をしていくんですけども、やはり慣れていないからなんでしょうけれども、これが証拠として選択できるのかどうかとか、そういうふうなところが非常に難しかったです。そういうふうなところを裁判長がよく整理してくれました。それで、それは証拠として当たるか当たらないか、そこら辺がやはりなかなか難しかったです。それをうまく整理して導いてくれたなど。人を裁くということで、その人の人生というものが変わってくるので、評議ではやはり慎重になると、その評議

のまとめ方について、裁判官、裁判長の方の導き方というのは、やはり非常に勉強になったというふうに思いました。

司会者

3番さんの事件は、いわゆる状況証拠に基づいて判断するという難しい事件で、その状況証拠とされる、間接事実と言ったりするんですけれども、それぞれがどんな意味があるものとして捉えて、それからどこまで言えるのかということをもさに議論するんですけれども、今3番さんがおっしゃっていたのは、証拠としていろいろなものがあるんだけれども、何か使ってはいけないものがあるかどうか、そういう話なんですか。

3番

そうですね。どうしても常識で判断というふうなこともあるんですけれども、やはりその常識が合っているのかどうかということもありますので、その証拠としてそれを取り上げるかどうかの判断が非常に難しかったですね。

司会者

他の方はどうでしょうか。

4番

私が参加したときの評議は、とても雰囲気がいいと言ったら変ですけども、いろいろな方がいろいろな視点で自由に発言できるような雰囲気がありまして、きちんとまとめて話す方もいらっしゃったんですけれども、私や数人の人は思い付きで、あっ、これはおかしいとか、そういう話が出て、それを何とか裁判官がまとめてくださったなというのがすごくありまして、これは言っちゃいけないんじゃないかとか、反対されるんじゃないかとか、そういうのは全くなかったんで、その雰囲気というのはやはりすごく大事なのかもしれませんなとは思いました。

司会者

皆さんがそういうふうに、これは言っちゃいけないとかがなくて、自由に

いろいろと言えるようになったのは、何かきっかけがあったんですか。

4 番

余り人のことを気にせずに話す人が中にいて、それでみんなも、これでもいいのかなみたいな。

司会者

これでいいんだみたいなことですか。

4 番

必ずこうだからこうですという意見じゃなくて、何か中途半端な意見を出しても、誰かが拾ってくれて、ああ、そうか、そうかと、何だかんだでまともになっていくというんですか。それに、それは違いますというのは多分一度も言われなかったと思います。なので、やはりいろいろな考え方があるので、えっ、そう考えるんだと思うこともあるんですけども、結果的に何か納得できるというんですか、皆さんが意見を出すことで、雰囲気がよく進んでいったかなと思います。

司会者

みんながお互いに議論して、ある意味、司会を飛ばしてお互いに議論が進むのが理想的なんですけれども、5番さんとかは、評議の雰囲気とかはどうでしたか。

5 番

そうですね。強制わいせつ致傷という罪名を適用するに当たって、被告人にわいせつな行為をしようという気持ちがあったかどうかというところが難しいなと思いました。表に表れているのは、ただ口を塞ごうとして被害者の方が転んでしまったと、それだけだったので、これが何で強制わいせつ致傷になるのかって思うところもあったんですけども、法律を成立させるためにこういう条件が必要で、私たちはこういうところののっとなって話をしているんですという、争点の説明というんですか、それが検察官、裁判官の方か

らもあって、すごく議論が分かりやすいなと思いました。

司会者

5番さんの事件を見ると、むしろ争点については、冒頭陳述とか論告とかでいろいろな言い方をされていて、今お話があったように口を塞ぐ暴行と、それから傷害の発生の有無という言い方をしたり、わいせつ目的があったかなかったかとか、それからもっと言うと、わいせつ行為に至る現実的危険性とか、何かそういう言葉も出てきたりして、この辺りは混乱しなかったのかなとかいう気も若干したんですが、その辺は評議に入る際の障害にはならなかったですか。

5番

そういうことはなかったと思います。

司会者

2番さん、いかがですか。

2番

評議の雰囲気ということでは、非常に長い、公判と評議、審理含めて2週間ちょっとある中ですね、裁判員同士もチームワークというか一体感が割とありまして、最後終わった後に、これで終わっちゃうんですねみたいな雰囲気もあって非常にやりやすかったかなと思っています。それは雰囲気の話で、実際に自分がその評議をやるときに戸惑ったことは、事実どこまでが争いのない事実で、どこからが被告人と検察官の主張なのかという切り分けがちょっとこんがらがってしまうときがあったかなと思います。私が担当した事件は、強制わいせつ、強姦致傷で、被告人が動画を撮影していたので証拠は残っていますと。ただ、その時系列が争点になっていたりして、でもそれってビデオで撮っているんだから、素人感覚からすると、検察官がそのビデオの日時を調べて、公判前整理のときにこれの時間はこうですねというふうに言えば事実として認定できるんで、そういう時系列の話が争点になるとい

うこともなかったのかなど。恐らく何か事実として認定できなかった理由があるんでしょうけれども、そういうのも含めて、どこまでが事実でどこまでが主張なのかという切り分けってすごく大事じゃないですか。被告人が言っていること、検察官が言っていること、だけれども争いのないところをベースに我々は判断をしなければいけなかった中で、そこをもうちょっと整理するような、何というんですかね、ここは絶対争いないですよというのが、明確にみんなの共有として、何か書面ではないですけども、ちゃんと残っているともう少し話が進めやすかった気がするなどは思いました。

司会者

あと、2番さんの事件は、性犯罪の事件でよくあるんですけども、被告人の言い分と被害者の言い分が対立していて、よく裁判員の方に、これ証拠あるんですかと聞かれることがあります。要するに、客観的なものではなくて言い分が対立しているだけで、何か決め手の証拠ないですよねということなんですけど、これへの説明として、供述も一応証拠なので、それが信用できるかどうかを決めるんですという話をするんですけども、裁判員の立場として、そういった供述の信用性を判断するという、これは別にやり方を習ったわけでもないし、こちらも別に何も言わないので、いきなり信用できるのかって丸投げみたいな形になるんで、その辺りは戸惑いとか、あるいはこういうふうにやってくれれば取っ付きやすかったのにとするのは何かありますか。

5番

そうですね。まあ事案が事案で、被害者の女性が法廷に来られずにビデオリンクでやられていたりとかして、なかなか質問も、正直、私は男性なので、こういう質問をしても、非常に生々しい質問をしないと、何でそういうふうにしたんだろうというのを聞かないと分からないようなところもあったので、そういう証拠を引き出すためのハードルというのが、私個人的には非常に高かったなと思っています。私が担当した事件は、明確にと言ったら変

ですけれども、被告人の話がかなり無理な供述をしていてロジックが破綻していたので、一般常識から判断するのにそこまで苦労はなかったかなと思います。

司会者

評議の進め方について、ちょっと納得いかないところとか、例えば裁判官の意見の述べ方などについて御意見や注文などはありますか。

1 番

そうですね。何かもっとうこうしてほしかったみたいなのは正直ないんですが、やはり、裁判官の人が、先にすごいしっかりした意見を述べられてしまうと、裁判員の人、話しにくくなってしまうのかなと…。

司会者

やはりそれは駄目ですよ。

1 番

今回の場合はそうではなく、裁判官は意見を最後に述べられていましたので、話はしやすかったなというのと、結構その裁判官の方も、ここはこういうふうに考えたけれども、ちょっとここは、他の人の意見を聞いてちょっと悩んでいるとか、そういったお話をさせていただけたおかげで、何というか、結構対等に話していることを取り扱っていただけているんだなというふうな感覚だったので、余計に話してみようかなという気にはなったので、それはよかったです。何かそういった形でやっていただけると、いろいろな人が意見を言いやすいのかなというのには思いました。

司会者

裁判官には、司会である裁判長と、右陪席と左陪席がいるんですが、どの裁判官も最後にみたいな形だったんですか。

1 番

そうですね。必ず最後にというわけではないですけれども、一通り裁判員

の人が話し終わったぐらいのタイミングで、裁判官の方はどう思いますかみたいな形で裁判長の方が振ってらっしゃったので、割と裁判員に意見を先に言わせてもらえていたので話しやすかったです。

司会者

やはり裁判長が振るみたいな形で意見が出てくるんですか。

1 番

最初はやはりそうでしたね。ただ、時間が経つと出てくる感じでしたね。

司会者

なるほど。では、他の方はいかがですか。

3 番

今のお話で、先ほど5番の方が言われたんですけども、私の事案の審理のときも、意外に皆さんフランクで、非常に積極的な発言をされておりました。裁判長の方よりも、裁判員の方が、審理の間、評議室に戻ってきて、今の審理についてどうだこうだというのは、裁判長が言う前に、あれはどうだろうこうだろうというふうな意見が出るような形で、非常にフランクでした。それで、裁判長及び裁判官の方は、やはり専門のプロですから法律とかいろいろなことを知っているんですが、決してそれは審理中に出なかったです。要するに、裁判員が主体で話をさせてくれるような状況でした。だから、我々、法律とかそういうふうになってしまうとちょっと引けちゃうんですけども、そういうふうなことが一切なくて、裁判員が自由に思ったことを言えるような形で進行させてもらったんで、私ときは非常に裁判長の進行とか司会の仕方、まとめ方がよかったというふうに思っております。なかなか、素人ですから、争点をうまく絞って、それで最終的な判断を出すところに行くのに、いろいろああじゃないこうじゃないと出てきちゃうんですけども、それをあれっというふうな形で裁判長が方向を少し示してくれるようなこともありましたし、私は、今回の裁判員裁判では、裁判官の方たちに

対する意見はなくて、さすがだなという気持ちはありました。

司会者

他の方は、いかがですか。

2 番

私も裁判官に対して進め方がどうかなというところは特にありませんでした。裁判長、二人の裁判官の方も非常にうまくリードというか、リードしたわけではないんですが、例えば公判の前にどういう質問をすればいいんだろうかというのをみんなで話すんですけれども、そのときに、結構みんな、あれが気になる、これが気になるって言うんです。そのときに、誰がどう聞きましようとか、特に、例えば1番さんどういうところが気になられますかというので、それぞれうまく割り振られていって、結果みんなが気になっていることをちゃんと公判で聞き出せるようにしていただきました。それが結局、後の審理をするときに必要な情報を、網羅はできていたか分からないですけれども、結構クリティカルなところで欠けていたものがなかったのかなと思いますので、そこは非常にうまくまとめていただいて、非常にやりやすかったなと思ってます。

4 番

何日か評議の日がありまして、このときまでに何を決めていかなきゃいけないというタイムスケジュールがあると思うんですけれども、それをぽんぽんぽんと前に提示してくださったので、とにかく私たちは目の前のことをやればよかったというか、ついていけばきちんと評議ができたということで、とてもスムーズに評議ができたと思いました。

5 番

私のときの裁判も、1番さんの裁判とほとんど同じようなやり方で、裁判員の間で十分に議論が出たところで、裁判官の方の御意見を聞く、最後に裁判長の方からも意見を伺うという形でした。なので、どうしても裁判官の方

が意見を言ってしまうと、それが正解かのように私たちは思ってしまうので、そのやり方はすごくよかったんじゃないかなと思います。

司会者

ではここで、検察官とか弁護士から裁判員の方に質問していただいて結構ですけれども、どうですか。

森岡弁護士

先ほど司会者からもお話がありましたけれども、二方向の議論、つまり裁判長がどうですか、こうですということではなくて、多方向の議論ということがされているのかなというところをお聞きしたい。最初はこうだったけれども、だんだんこういうふうになったみたいなきょうがあれば教えていただければと思います。

司会者

先ほど1番さんが、最初は違ったけれどもそのうち活発になったみたいなきょうをおっしゃっていましたが、どうですか。

1番

そうですね。今回扱ったものが、責任能力とかそのときの精神状態みたいな話が争点になっているところだったので、こう思っていたんじゃないかみたいなものというのが、他の人の意見を言葉として聞くと、あっ、確かにそういう考え方もあるなというのがようやく出てきて、自分の考えの中にはないワードというのが他の人から出てくる度に、あっ、だったらやはり自分はこういうふうに考えますとか、やはりこう言ったんだけど、おっしゃるようにならぬかもしれないとかというふうなきょうができたのはよかったと思います。最初は、自分の中だけでは分からないきょうが、他の人の意見が出てきて、そのワードが頭の中に残って、あっ、だったらこうなんじゃないかみたいな、そういった議論ができた、できるようになったのはよかったかなと思いました。

司会者

裁判員の方とかが他の人の話を聞いているうちに、あっ、そういうところもあるなみたいな形になっていって、自分の考えがまとまってくるみたいなところがありますね。他の方、何かありますか。

3番

私の事案のときも、いろいろな意見があって、あれっ、私が今までの聞いていた内容、証人なりいろいろな話を聞いていた内容だところかなと思ってたのが、他の方の意見を聞いて、ああ、やはり違うなというふうなことが分かったりして、いろいろな方の意見の多様性というか、そういうことが分かって、自分の意見を通すというよりも、やはり理論的とか合理的に、やはりそっちの方が正しいなというふうなことが分かりました。そのときに別に裁判官の方も裁判員の方も関係なく、ああだねこうだねというふうに言った。そこでやはり私もそうかなというふうな気になりました。非常に各人の考え方というか意見を聞くことができて、そういうふうな意味では、今回の裁判員のそれ以外にも、自分の生き方というかすごい勉強になったなど。人の意見をいろいろ聞いて、自分の意見はやはり違うのかなというふうなことが分かったし、そういうふうな意味では非常に勉強になったと思います。

司会者

小泉検察官、何か質問はありますか。

小泉検察官

一般的な話なんですけれども、裁判官の方が最後に話すことが多いと思いますけれども、裁判官の意見に対して、それは違うだろうという形で議論があったりすることというのはあるんですか。何か最後に裁判官が出てきてまとめるみたいなイメージで今聞いていると思ったんですけれども、そうではなくて、裁判官が言ってきたのに対して、いや、裁判官、その見方は違うんじゃないですかみたいな議論なんていうのはあったんですか。

4 番

それ違いますという意見はないんですけれども、話を聞いて、あれは違うなというのは皆さん持っているというか、だんだんみんなそれぞれの意見になっていっているなというのは思いました。皆さんそれぞれ評議が進むとみんなの意見を聞くことで自分の考えが固まっていくという感じだったと思います。

司会者

裁判官の意見を最後に出すことのリスクとしては、裁判官がそれまでの評議に乗った形の意見を言えばいいんですけども、例えば評議のときと全然違う流れの話を言っちゃうと、何のための評議だったのみたいなことになるので、途中でも入り方を工夫して入るというのは私自身はやっています。まさに答えがあるわけではなくて、証拠に基づいて判断するというのは皆さんと全く同じで、悩みながらやっているの、話をみんなとするというスタンスでやっています。

4 番

ただ、裁判官の方がいらっしゃらなかつたら、多分意見はすごく幅があると思うんですけれども、裁判官の方がいるので、そこが基準になって、ここからどう思うという判断をしてしまうことはあります。余りに離れていたら、やはりこの、何というんですかね、それが誰に合わせていいか分からないというのはあるので、それが過去の量刑だったりするんですけれども、そこはやはり変わってくるんじゃないかなというのは思います。

司会者

裁判員が入ることの意味を考えながら、だけれども裁判官もいることの意味を考えながらというところで、そこは対立ではなくて、まさにお互いに折り合えるというところで考えるところかなという気がします。ただ、外から見て、そうは言っても裁判官がリードするんでしょうと思っている方が多い

ので、そうじゃないということが今日の話では出てきているのかなという気がしますけれども、他の方はいいですか。

2 番

先ほどの御質問で、裁判官の方がリードをするということは余りなかったと思っています。ただ、今あったように、ある幅の中で議論というのがあるなというのは感じました。特に量刑のところは、検察官にとっては厳しい方がいいのかもしれないですけれども、やはり量刑の過去の類型があって、データベースがあって、大体こんなもんですねというふうに見せられると、それよりも、感情がこれはもう許せないという人はマックスまで行くでしょうけれども、なかなか、もうちょっと軽くていいんじゃないのというふうに仮に私が思っていたとしても、その幅を提示されてしまうと、何かその中でやはり議論しなきゃいけないのかなというのは、何となく無意識にそういう気持ちが芽生えたかなと、後々振り返ってみると思うことはありました。

3 番

量刑の件なんですけれども、私もちょっと考えていたんですけれども、検察官の方で求刑しますよね。

司会者

論告でしますね。

3 番

求刑何年。それが何で出たのかなというのは、そのときにちょっと思うんですよ。それが後からそういう説明をしてもらって、グラフによって大体これはこういうふうになっていますよというふうな、あつ、そこから出るのかなというふうなことで、なかなかその量刑というのが、何か根拠がなければ判断できないし。あとは、その範囲内でどうしますかというふうな意見が出ましたが、やはり何か一つの判断が必要だったかなと、判断基準というか。それも先ほどの検察官の求刑も一つの判断ですし、先ほどのグラフも判断で

すし、私としては、そういうのはなかなか我々では分からないし、そういうふうなものを提示していただいた裁判所、裁判官の方のも、あれがなければ私はちょっと判断できなかったなど。ただ、その中でいろいろと意見が出て幅が広がったんですけれども、最終的には妥当な線に行ってみんな納得したんじゃないかなというふうには感じました。

司会者

それでは、次に評議の前提となる審理の在り方について注文点とか感想とかがあれば言っていただけたらと思います。

では、5番さんから、いかがですか。5番さんが先ほどおっしゃった被告人の内心みたいな話をするのに、例えばこの証人が何のための証人なのかとか、あるいは、自分が判断するとき材料となるものがちゃんと出ていたか、みたいなのところはいかがですか。

5番

被害者Aさんのお母さんのお話ですとか、Aさんのお話を聞かせていただいたんですけれども、実際の事件から1年、2年ぐらい経った昔のお話でして、その供述が果たして今聞いて正しいのかなというのはありません。

司会者

実際ちょっと記憶が減退しているという感じなんですか。

5番

はい、そうでした。

司会者

今日のテーマとは違うんですけれども、裁判員裁判をやるときには公判前整理手続ということをするんですけれども、その準備に時間が掛かるということが問題となっています。合理的に必要な期間であればやむを得ないんですが、いろいろな事情で延びることもあって、裁判所としては、証人として呼んだ方の記憶が減退していると、なかなかきちんとした判断ができないの

で困りますというような話はしているんですが、実際5番さんの事件では、ちょっとその辺りが気になったということですかね。

5番

はい。それが、後ろから口を塞がれたかどうかあやふやだということで…。口を塞がれたのは多分手だと思っぐらいの話しか出てこなかったのので、判断する方としても困りました。

司会者

何か審理のところで、他の方はどうでしょうか。

1番

私たちが扱った案件だと、被告人の方が脳の障害もあって、更に身体的にもちょっと障害が残っているの…。

司会者

要介護なんですよ。

1番

はい。なかなか思うように話ができるような状態ではなかったんですけども、実際にその人を見て、その受け答えを見たりとかする中で、非常に反省をしている様子だったりとか、そういったことがすごく伝わったので、その言葉だけではなくて、実際に文字として書き起こすとほとんどお話しはできていないんですけども、そのたまたまだったり雰囲気とかから、その人がすごく後悔していたり、反省していたりというところがうかがい知れたので、そういった意味では、すごく評議に影響のある質問だったりしたのかなというふうに感じています。

司会者

今回は被告人ですけども、証人としてもそうなんですよ。直接聞いた方が…。

1番

そうですね。証人の人とかも、その人に対してやはり思う気持ちとかが出ていたので、それが実際には、こういう人なんだなというのが分かったのでよかったなと思いました。

司会者

ちなみにですけれども、裁判員の方も質問等ができるんですけれども、今回直接質問をやらせてみましたか。

1 番

いや、なかなか難しかったですね。どういったことを聞けばいいのかが整理できなかったので、なかなか本人を前にして直接言葉を掛けるのって、あの場ではかなりハードルが高いなというふうに感じました。

司会者

他の方はいかがですか。

3 番

審理について私が感じたことは、一こまというような表現が適切かどうかあれなんですけれども、陳述の後とか必ず15分とか20分の休憩を入れていただいたことで、その20分の休憩で評議室に戻って、頭の整理なり確認、またお互いに意見交換ができてよかったなと思いました。それとあとは、審理をやっているときに、証人の方ですとかそれから被告人の方とかですね、人間が発言することなので必ず顔か何か、また表現か何かに出るのかなって、見ていました。でも、何かそれが感じられなかったですね。顔色とか言葉とか表面に表れないということが、裁判員をやって、人間ってここまで言えるのかなというふうな、変な感想なんですけれども、思いました。

司会者

今のは、検察官とか弁護人がする被告人質問でも証人尋問でもいいんですけども、もうちょっと供述する人の態度とか顔色とかで判断できるんじゃないかと思ったけれども、余り出てこなかったということですか。

3 番

出てこなかったんですね，それはすごいなど。驚きましたね。

司会者

そういった供述を引き出すときの検察官とか弁護人の例えば質問の仕方とかで何か気付いたこととかありますか。例えば聞き方がそれじゃ足りないよとか，こう聞けばいいのになとか。

3 番

私は皆さんの聞き方を聞いていて，んっ，というふうに思うようなことは余りなかったですね。さすがポイントを突いているなど。それで評議室に戻ってからまた意見がいろいろ出てきて，じゃあ次にどういうふうなことを聞こうかという質問事項を話すんですけども，前の検察官の方なり弁護人の方なりの質問事項にプラスにするような質問事項が浮かばなかったと感じました。

司会者

じゃあ，よくやっていたと思うと。

3 番

よかったですと思います。

司会者

他の方，今の点でもいいし，他の点でもいいし，何かありますか。

2 番

私は，冒頭陳述を双方，検察官と弁護人がされると思うんですけども，イメージしていたよりも非常に分かりやすく，一般人にも分かりやすくまとめていただいていたのかなと思いました。ただ，やはり検察官が作った資料の方が分かりやすかったですし，検察官のプレゼンの方がうまかったというのが率直な感想でした。それは多分，検察官のマンパワーみたいな話もあるんでしょうけれども，検察官の冒頭陳述は，私，会社勤めしていますけれ

ども、会社のプレゼンでも普通に分かりやすい部類だなと非常に思いました。それで、そのプレゼンと、あとは資料をA3でいただいたと思うんですけども、私が担当した事件はAからEというそれぞれの被害者の方がいて、非常に頭の整理をするのが難しかったですけれども、こまで割って説明をしていただいて、今どこを話しているのかなというのが非常に分かりやすく、その理解が深まったというふうに思います。一方で、弁護人が作られた方も、アニメというかですね、吹き出しみたいなのがあって分かりやすかったところはあるんですけども、ポイントがどこか分からない。時系列で並んでいて、話がこうなっているんでこうですよというのが書いてあるんですが、いまいち、そのポイントがどこかというのが分からなくて、そうするとやはり分かりやすい方にどうしても自分の考えが引かれてしまうというところがあったのかなと思います。あとは自分たちが質問をする際に、何をどこのことを聞こうかなというときに、15分の休憩の中で、これを聞かなきゃなというふうに考えても、自分が取ったメモと、あとは分かりやすい資料の方を見るわけですね。なので、そうするとどうしても検察官の資料で、ここはちょっと聞いておこうというふうにやると、どうしても弁護人が主張したところは、もう何かわあっと書いてあるので読みたくないんですよ、はっきり言って、15分しかないの。なので、資料のクオリティみたいところは非常に私の担当した事件では差があったなと思いますし、それに引っ張られないように、しっかり双方公平になるように質問したつもりではありますが、そこはやはりある意味、私の担当した事件だとアンフェアだったのかなというところは今になって思い返すと思います。弁護士さんも頑張って作られていたと思うんですけども、ちょっと分かりにくかったので…。

司会者

では、続いて4番さん、お願いします。

4番

同じような話になるんですけれども、資料が案外とても分かりやすく、時系列になっているものは、その後、評議のときにも見ながら考えやすかったですし、やはり裁判員裁判といっても何か難しい文字が並んでいるものを見なきゃいけないのかと思ってたんですけれども、意外に、やはり私たちに分かりやすくやってくださっているんだなというのがありました。あとはですね、公判がずっと続くんですけれども、初めは全く分からない中、だんだん体が慣れていくまでに時間が掛かりまして、ついて行くのが精いっぱい、質問というのが浮かんでこないんですけれども、評議になってやっとその矛盾点とかそういったものが出てくるので、後であのとき聞いておけばよかったというのがやはり出てくるんですね。それがこういう仕組みになっているのがちょっと分からないんですけれども、間に1回評議みたいなのがあったらもう少し質問もできたかもしれないな、というのはありますけれども。

司会者

そうですね、被告人だったら、あるいは本当に大事だったら、弁論再開しても聞けなくはないんですけども、本当はそうならないように争点を整理して、大事なところはここですというふうにやらなければいけないということではあるんですけれども、ただ、実際に評議していると思わぬところが問題になったりしますからね。

4番

何分素人なので質問が出てこなかったです。

司会者

5番さんはどうですか。

5番

私も、検察官の方の資料の作り方ですかプレゼンテーションの仕方はすごいなと思ったのと、あと被害者の方が中学生だったというところで、裁判も初めてででしょうし、大人の人たちを相手にして自分が話さなきゃいけない

というので、うまく質問の仕方を変えたりですとか優しい語りかけの仕方をしていて、引き出したい答えを引き出せていたのかなという印象を持ちました。

司会者

そのAさんの証人尋問は、ビデオリンクなのか、それとも遮蔽なのか、どちらでしたか。

5番

ビデオリンクでした。

司会者

弁護人はどんな感じでしたか。

5番

弁護人は、いつもと同じで淡々と聞かれていたような気がします。

司会者

いろいろと出てきていますけれども、ここで弁護士からご質問はありますか。

森岡弁護士

審理の一番最後に検察官と弁護人が、それぞれ論告と弁論といって証拠調べを経た後の意見というのを述べるわけです。大分、冒頭陳述のこととかを触れていただいていますけれども、やはりその集大成という意味で我々当事者としては渾身の力を込めてそれをやっているわけなので、それが評議でどのくらい伝わっているのかということと、役立っているのか、つまり評議でいろいろと議論をしていく中で、あれっ、この点について弁護人はどう言っていたかな、検察官はどう言っていたかな、じゃあメモを見てみましょうというような場面があったのかどうかということをお教えいただきたいなと思います。

司会者

ちょっと思い出していただいて、思い出せた方からでいいんですけども、どうでしょう。論告とか弁論を評議で使ったのか使わなかったのか、使ったとすればどんな感じで使ったのかというような点はいかがですか。

2 番

論告・弁論は、ちゃんと使いました。やはりその主張をそれぞれどう言っていたかなというのを確認するには、自分たちのメモと、あとはしっかり書面に残っているものというのをチェックするようにはしていました。ただ、先ほども申し上げたとおり、この論告の方が、私の事件だと検察の方はA3で4枚ぐらいで、そこそこあるんですけども、弁護士の方が作られたのは38ページぐらいのA4の作文というか文章があったので、やはり議論をする際にもなかなか、ここではどう言っていたかなというのをみんなばあっと見て、何ページ目の何番にこれ書いてあるねとかというのをたしかやった記憶がありまして、ちょっと分かりづらかったかなというのが正直なところです。

3 番

今の御意見どおりで、我々のときもやはり検察官の方が作られた論告、これが非常に分かりやすいので、これが中心で、あとは各人が今まで聞いてきたメモ、審理の内容のメモとかを添えながら話をまとめていきました。弁護人の弁論は、先ほどの方が言われたとおり非常に多いんです。多いんですが、それは今の検察官の論告を、違います、違いますというだけで、具体的に、理論的にここがこうですよというふうなことがあんまり強く感じられなかったということで、もう少し弁護人の弁論の仕方というか書き方というか、それが分かりやすいとよかったかなというふうには思いました。

司会者

今おっしゃった3番さんの事件は、最終弁論はどういう形でプレゼンテーションしたかは分かりませんが、パワーポイントで49頁ぐらいになるんで

すかね。

3 番

そうですね。

司会者

では、1 番さん、どうですか。

1 番

私が見たものは、論告も弁論も非常に分かりやすくまとまっていたので、最後確認するために双方を見比べながら量刑などを決める際にはすごく役に立った記憶があります。特にこれは結局責任能力があったかなかったかみたいな話で、あったという話となかったという主張なので、同じことを、何というんですかね、同じ事象に対して、こうだからこうだよねという解釈が違うことが書いてありますという感じだったので、それをどこのどっちの主張をより取り上げて、こうだからこっちの方がより、例えば精神科の先生とかのおっしゃっていることとかも加味されて書かれているから、ここはこうだよね、ここはこうだよねみたいな形で、参考にしながら検討ができたんじゃないかなというふうに考えています。

4 番

同じような感想なんですけれども、やはり、見づらい見やすいにしてもどちらも必ず見えています。ただ、検察官の方の資料がとても見やすかったんですけれども、求刑のところだけ何でこの求刑になったのかがちょっと分からないというところがありました。

5 番

私たちも執行猶予を付けるか付けないかという議論だったので、どの程度酌むべき事情があるのかというところで、両方が主張していたところを見せていただきました。ただ、弁護人側の作られた資料に、誤りというのかケアレスミスみたいなところがちょっとありまして、何か急いで作ったのかなと。

やはり熱の入り方を見ると、検察官側の方に気持ちが片寄るところはありました。

司会者

この審理については、当事者の訴訟活動に影響するところなので、せっかくの機会なので、今日御出席の検察官・弁護士から質問あればお聞きいただければと思いますが、どうでしょうか。

三宅弁護士

評議時間についてお伺いしたいのですが、今日参加されている皆さん、結構時間を取られているようですが、結論が出たときに、もうやり切ったと思われたのか、逆にまだそれでも足りないんじゃないかと思われたのか、その点をお伺いしたいです。

司会者

実際どう思われているのか、順番に1番さんからいかがですか。

1番

十分お話をして話し合った結果出た結論だなというふうに自分としては感じました。

司会者

2番さん、いかがでしょうか。

2番

そうですね。私も最後、いろいろな人の意見はあるにせよ、そこは最後はどこかで決めなきゃいけないなとは思いますが、それ以上時間を長く取っても最後はあまり平行線なのかなというところがありましたので、そういう意味ではちょうどいい時間だったのかなと思います。

司会者

3番さん、いかがでしょうか。

3番

評議の時間を2日半取ってやったんですが、やはり、いろいろな意見はあるんですが、私はこの2日半でまとまったなど、これ以上やってもあまり、何というんですかね、もう十分できたんじゃないかなというふうに私は思いました。だらだらだらだら長くやっても結局まとまらないんじゃないかなと。やっぱり短期間に集中的にこの2日間、2日間も別に短いとは言いません、長かったんですけれども、2日半集中的にやってよかったかなというふうに私は思うので、このぐらいの時間でよかったかなと思います。

司会者

4番さん、いかがでしょうか。

4番

今回、検察官側が出した証拠を被告人の方が覚えていないとか否認したりとか、その証拠自体がもう少しそろえばよかったなというような何か思いはあるんですけれども、もう出たもの、出た証拠については語り尽くして、もうこれで十分だという思いはあります。最後に判決文を見たときに、自分たちがちょっと話したこととか、そういった細かなことが全て文章に網羅されていて、感動したというか、きちんと私たちの話した内容をこういった文章にまとめてくださったんだなという思いがあって、もうやり切ったという感じでした。

司会者

5番さん、いかがでしょうか。

5番

私も全く同感です。議論はし尽くした上で出てきた判決文でしたし、私たちの言葉の一つ一つがちりばめられていて、全員で作った、裁判員もしっかり参加させていただいたなという気がしました。

司会者

では、出席した検察官から何かありますか。

小川検察官

話の途中でも出てきたかなという気がするんですけども、思ったより証拠がないなというような印象を持たれたようなところもあるというお話があって、私も反省会ですとかこういった会でそのような感想を伺ったりするところはあったんですけども、なかなか個別の事件のことなので、詳しい事情までお話しいただくのはいろいろと難しいところはあると思うんですが、例えば証拠をこんな見せ方をしてくれたらもっと分かったのになとか、何かこんな順番でこういうものが出てきたんだだけでも、せめて順番だけでも変わったらよかったなとか、何かもし今、今後、我々が改善するためにですね、言っていただけるようなことがあれば、お話しいただければと思います。

司会者

あればでいいということなので、思い付く方がいらっしゃれば。

2番

私が担当した事件は強姦致傷だったので、被害者のプライバシーみたいな話もあって、その動画を当然見ることはないですし、こういう動画が存在しますよということは、証拠というか争いのない事実としてありますということは伺っていたんですけども。その動画が存在しているということは事実としてあるけれども、そうしたら当然日付とか入っているよねと素人感覚では思ってしまうんだけども、それは、その時系列は事実ではありませんという、たしかそういう整理になっていたんで、そこの切り分けが何か、ここまでは争いありません、ここからは分かりませんと、争いのない事実だけでもいいかもしれないんですけども、そこに冒頭陳述メモかどこかにそういうのを載せておいていただけると、議論するとき、これはこの人の主張だねと、これは事実だねというのが分かりやすいのかなというのは、評議をするときに私個人としてはそういうふうに思いました。

3番

私の審理のときには、状況証拠というか、証人、鑑定医の証人尋問からいろいろな証人の尋問が、そこから状況証拠を出していくような感じで、非常に難しい審理だったんですけれども。証拠というものが、証人が言っていること及び検察官が最初調べたことを録音テープで流して聞いたりしたんですけれども、あとは弁護人の方からの検察官に対する反対弁論が出てきたりするんですけれども、どちらの言っていることが正しいのかというのを判断するのに、状況証拠というのは非常に難しい。それをよく分かるように、検察官の方なり弁護人の方が質問するときにはっきりしていただけるとより分かったかなと思うんですけれども、非常にそこらの判断の仕方が難しかったと。要するに、証拠としてそれが正しいのかどうかということがですね、状況証拠、私の今回の審理では非常にそれを判断するのが難しかったと思いました。

司会者

それでは、他に聞きたいことがあれば、どうぞお願いします。

傍聴者（弁護士）

裁判員の方が量刑評議について、もやもやすることが多いという意見を時々経験者から聞くことがあるんですね。事実認定はふだんの推測でも経験するけれども、量刑って3年から20年で何年って言うてみろなんて絶対言えない。その意味では、量刑分布とか資料で大体こんな傾向というのは参考になるし、公平だということも聞いているんですが、一方で、市民の常識を生かすはずだというのがあって、そのバランスからいって、例えば証拠調べで全部見た後、自分の中では大体この人の悪さとかはこのぐらいだなとイメージを持っているのに、量刑分布を見たときにちょっとずれがあったりするときに、もやもやとした悩みがやはりあったのか、あったとしたらそれをどうやって解消したのかということをお教えいただければと思うんですけれども。

司会者

1 番さん， どうですか。

1 番

最初に求刑の年数を見たときに， 内容だったりとかいろいろ被告人を見たりだったりとかして， その背景とかも知った上で見ると， 正直自分とは違う感覚だったんですね。 でも， それがすんなりそのまま刑になるのではなくて， ちゃんと， 裁判員の思いがかなり反映されていったので， こういうことができるのであれば， 裁判員裁判というのはすごく意味があるなというふうに感じました。 最初はもやっとしましたけれども， それで結果が結構， 何というんですかね， 数字上こうだけれども， ここまでだったら動かすことができるよねみたいなことができるんだなというの， 僕としてはなかなかそういうものではないだろうなと勝手に思っていた部分があったので， 解消されたと言ったら変ですけれども， 腑に落ちたという感覚はありました。

司会者

他の方は， いかがですか。

3 番

量刑というのは， ふだん日常生活している一般国民としては， ひどい殺人， 10人殺したとか， 何人殺したとかいうのはやはり死刑だろうとか， そういうふうなことは分かるんですけれども， こんな裁判になると， じゃあこれは何年の量刑が必要なんだろうというのと言われても私は分からない。 それで， 検察官から論告で17年とか求刑が出てくるんですけれども， その17年というのが適正なのかどうかというのも非常に。 だからグラフ等でこのような形ですよというのが出てきているんですけれども， ただグラフだけではなかなか， やはりその被告人の犯した罪の裏があったり， それからその被告人自体の人生があったり， 過去があったりいろいろあって， そういうようなことも含味しなくちゃいけないだろうなというふうな考え方も私自身ありました。 だから， なかなかその求刑を決めるというのが， もし何のあれもなか

ったら私は決められなかった。やはり検察官の方からの求刑が出てきたところで、一つの判断になったというふうに思います。

司会者

では、4番さん、お願いします。

4番

今3番さんがおっしゃるとおり、量刑と言われても本当に全く分からなかったので、量刑グラフというのを見せていただいたんですけども、そのときにも、例えば今回、保護責任者遺棄致死罪というグラフがあったんですけども、被害者を大人にしたらどうですかとか、殺人の場合はどうですかといろいろなものを見せていただいて、それで、ああ、だからこの辺なんだというのを納得して判断につなげました。そういう過去のこともやはりきちんと見ないと、急に重い刑を科すのはやはり公正ではないので、やはりこれを見るのも必要なのかなとは思いました。

司会者

ちょうど時間になりました。では、一言ずつ最後に言ってもらって終わりにしましょうか。では、1番さんからお願いします。

1番

裁判員に参加して非常にいい経験になりました。今まで全然興味なかったことが、ニュースとか見てもですね、裁判のニュースとかがあると気になって見るようになったので、それだけでもすごく身近に感じられるようになったので、そういう意味ですごくいい経験になったなと思っています。一方で、裁判員裁判をやった結果が高裁で変わったりするというニュースを見ると、おやっというふうに感じることもあるので、そういったところをなるべく何かこう、何とかならないかなと。まあ、難しいんでしょうけれども、何か説明できるものだったりというのがあれば、そういったものが報道されるといいなというふうに感じました。

司会者

では、2番さん、お願いします。

2番

私も裁判員裁判に参加して非常によかったなと思いました。1番さんが言われたとおり、裁判を身近に感じる事ができたなと思います。あとは、会社とかにはそんなの当たるんだと結構言われることが多いんですけども、当たったらやった方がいいよということ言うように最近はしています。

司会者

ありがとうございます。では、3番さん、お願いします。

3番

私は、裁判員裁判の裁判員をやってみて、日々常に起こっている事件の裁判の見方というのか、今は何か新聞の文字の裏を見るような感じもしています。今までなかったような、裁判が非常に身近に感じるようになりました。私は、社会人というのは大げさですけども、人間として非常にいいのかなというふうに思っております。こんなことも周りの人に話のできる機会があったら話して、是非参加するような機会があったら参加してみると、これも大きく言い過ぎですけども、自分の人生に非常に参考になるようなことが多々得られますよというふうに言おうと思っております。

司会者

是非よろしくお願いします。では、4番さん、お願いします。

4番

私も同じく裁判員裁判に参加してよかったと思いました。今までは事件の方には興味を寄せても、判決のときにはもう余り興味を持っていなかったんですけども、ワイドショーとかでよく判決はこうなりましたってやっていると、いろいろ情報は出ますけれども、それよりもちょっと判決文を見てみたいというような思いがするので、これがもう少し気軽に見られたら

いいんじゃないかなとかちょっと思うことがありました。

司会者

では、最後に5番さん、お願いします。

5番

私も裁判員を経験してよかったと思っております。ニュースで裁判員裁判という文字を見るとやはり気になりますし、この裁判で選ばれた裁判員の人たちが評議室でどんな話をしているんだろうとか想像したりもします。あと、裁判にも興味を持つようになって、一度裁判の傍聴とか行ってみたいなと思うようになりました。

司会者

それでは、長時間にわたりありがとうございました。これで意見交換会を終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。

以 上